主 文

原判決を次のとおり変更する。

被控訴人に対し、控訴人(亡A承継人)Bは二万八一一三円、同ACは五万六二二六円および右各金員に対する昭和三七年一〇月二八日より完済に至るまで年五分の割合による金員の支払をせよ。

被控訴人のその余の請求を棄却する。

訴訟費用は一、二審とも控訴人(亡A承継人)らの負担とする。 この判決は仮に執行することができる。

事 身

一、 双方の申立て

1 控訴人は「原判決のうち控訴人(亡A)敗訴の部分を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求めた。

2 被控訴人は控訴棄却の判決を求め、のち「被控訴人に対し、控訴人Bは二万八一一三円、同Cは五万六二二六円および右各金員に対する昭和三七年一〇月二七日より完済に至るまで年五分の割合による金員の支払をせよ。訴訟費用は控訴人らの負担とする。」との判決ならびに仮執行宣言を求める旨に訂正申立てをした。

二、双方の主張

当事者双方の主張は、左記のとおり訂正・付加するほか、原判決事実摘示に記載するところと同一であるから、これを引用する。

1 訂正

原判決三枚目七行目の「昭和三七年一〇月二七日」の次に(本訴請求金額を一四万九三四一円に拡張申立てした同月二五日付け準備書面の送達の翌日)を加え、三枚目裏九行目の「否認する」の次に(被控訴人主張の準備書面の送達を受けたのは昭和三七年一〇月二七日である)を加える。

原判決二枚目五行目に専問とあるのを専門、三枚目一二行目に第二項とあるのを 第2項と訂正する。

2 被控訴人の主張の補充

控訴人Aは昭和三九年一二月一〇日死亡し、その妻Bが三分の一、長女Cが三分の二の割合により相続した。よつて、原審認容の八万四三四一円は、亡文雄の承継人たるBおよびCにおいて主文二項掲記のとおり分担して支払うべきである。

3 控訴人らの主張の補充

イ、 訴外DおよびEの両名のいずれかが、誤つてチェンブロックの台付にしていた丸太を動かし、そのため近くにあつた本件角材に触れ、これを落下させたとの事実はない。丸太の大きさ、重量、またチエンブロックがかけられ、かすがいによつて固定されていたことからしても、ありえないことである。

って固定されていたことからしても、ありえないことである。 ロ、 本件事故発生時において、被控訴人は直接に本件作業を指揮していたものであり、前記D、Eの両名のみならず亡A自身、被控訴人の指揮下で訴外山陽板紙工業株式会社の仕事をしたものである。民法七一五条にいう「他人ヲ使用スル」とは、事実上仕事をさせることであつて、必ずしも雇用契約を必要とするものではなく、また同条の「被用者」とは使用者の指揮命令に服する関係にあれば足るものであつて、亡Aは明らかに同条にいう「被用者」である。

ハ、 A、DおよびEの作業は全体的にも部分的にも被控訴人の指示監督の下になされたものであつて、訴外会社こそ同条の使用者責任を負うものというべきである。

二、 被控訴人は同条二項にいう「使用者二代ハリテ事業ヲ監督スル者」に該当する。本訴は被控訴人が自己の監督上の不注意により受けた損害を他人に請求するもので、失当たることは論をまたない。

三、証拠

当事者双方の証拠の提出・援用・認否は、控訴人らが当審において証人D、E、Fの尋問を求めたほか、原判決事実摘示に記載するところと同一である(ただし、原判決四枚目二行目にGとあるのをFと訂正する)から、これを引用する。

理中

一、 被控訴人主張の請求原因 1 (原判決二枚目)の事実は、当事者間に争いがない。

二、 本件事故の原因および作業の態様について

1 前記の争いない事実に原審証人Hの証言により真正に成立したものと認められる甲一号証、原審証人I、J、K、H、D、原審および当審証人E、Fの証言、

原審における被控訴人および控訴人(亡A)各本人の供述(ただし、以上の証言・供述のうち後記の措信しない部分を除く)、原審における検証の結果を綜合すると、次の事実を認めることができる。

ロ、ドライヤー・ロール(直径四尺、幅六尺、重さートン半位の円筒型の物)の据付けには、抄紙機の上方、抄紙機を据えつけた土間から約五メートルの高さにある梁に丸太を渡してチエンブロックをかけ、これでドライヤー・ロールを吊り上げて運ぶことが必要であつたが、A自身も梁の上にあがつてチエンブロックの移動等の作業に従事し、E・Dらを使つて二三日の昼食前に大体ドライヤー・ロールの据付けだけは終了した。

ハ、 訴外会社では施設課長のLが安全管理者、労務課労務係兼庶務係のHが安全衛生管理者となつていたが、本件傷害事故の善後措置につきHが直接の担当者として働き、事故の原因についてもIやE・Dらから事情を聴取して、同人らとともに種々情況を判断し、Lと相談の結果、同年四月一〇日付けで岡山労働基準監督署長あての労働者死傷病報告(甲一号証)を起案し、訴外会社々長名義で作成・提出した。

これによると災害原因および発生状況として「ドライヤーの取付作業中、他のドライヤーを釣るためにチェンブロックを移動中、台付にしていた丸太が動き、梁に上げてあつた三寸角、長さ六尺ものの角材が高さ五メートル位のところより落下、共同作業のために下を通過していた者の背中にあたり、前へ転倒負傷した」旨の記載がなされている。同日、梁に渡しであつた丸太のほかにも、数本の材木が梁に上げであつた。

二、 事故の原因については、直接の目撃者がないといいながら(ただし、原審証人」の証言によると、安全管理者のLは同年三月末に被控訴人の妻Jから負傷の原因を聞かれた際、前記の角材は上から落ちるとき、いつたん物に当たつて被控訴人の背中に当たつた、と述べている)、被控訴人の背中に当たつた角材が上から落ちたものであることは、当時の関係者の一致して認めるところであり(当審証人Eの証言、記録三三一丁裏。原審証人Hの証言、二六六丁裏ないし二七〇丁。原審および当審証人Fの証言、一四七丁、三五二丁。原審における被控訴人本人の供述、

ー六一丁ないし一六二丁裏)、これと異なる意見は関係者の中からも出ていない。 当時、被控訴人が負傷した場所付近では、前述のようにEとDの二人が一号抄紙機 の上方の梁に上がつていたが、他に上方に上がつていた者はなく、右両名がチェン ブロックの操作のため梁に上がつたことのほか、直接にも間接にも、角材の落下の 原因となるような事由は、本件に現われた全証拠を通じて発見できない。

2 以上のとおり認めることができ、原審および当審における証人E、Dの証言および原審における控訴人(亡A)の供述中これに反する趣旨の部分は措信せず、 他に右認定を左右すべき証拠はない。そして、右認定事実によると、被控訴人の受傷は前記角材が落下してその背部に撃突したことによることが明らかで、右角材の 落下は前記EまたはDの作業上の過失によるものと推認される(右両名が口を緘し ているので、過失の態様は必ずしも明確でないが、下方に他人のいる高所の作業場 で行動する者が、作業材料その他の物品の落下により他人に傷害を加えることのな いよう万全の配慮をなすべき義務あることは勿論で、本件において、EまたはDの 過失を否定すべき合理的な疑いを容れる余地はない)。そして右E・Dは、Aの被 用者として、訴外会社の依頼による重量物運搬の作業に従事中、本件の事故を惹起 したものであり、A〈要旨〉はその使用者として被害者たる被控訴人に生じた損害を 賠償すべき義務あるものといわなければならない。被〈/要旨〉控訴人がかつてAの経営する甘露組に属していた関係から、本件の作業において甘露組に指示を与え、ま た会社側の責任者として終始、作業に関与したことは、前述のとおりであるが、 のように、Aまたはその配下の人夫(鳶職)が訴外会社より受注した作業を遂行す るに際し、会社側の責任者の指揮に従うことがあつても、A自身その配下の人夫に 対し選任監督の関係にある以上、人夫の使用者というを妨げず、本件において被害者たる被控訴人自身、甘露組の作業に直接間接の指示を与えた事実があるということは、かりに本件の事故発生につき被控訴人自らにも過失があるとすれば、過失相 殺によつて参酌さるべきであるというにとどまる(本件において過失相殺の主張は なく、また被控訴人自身に過失ありと認むべき資料はなんら存在しない)。

以上により、控訴人の主張 (引用にかかる原判決事実摘示第二、二、1の (=)(三)、(五)、本判決事実摘示二の3のイ、ロ、ハ、二)はすべて採用 できない。

当裁判所の判断は、原判決理由三に記載するところと同一である。(ただし、原 判決六枚目裏九行目から末行まで、七枚目四行目以下の「けれども」から一二行目 までの部分を除く)から、これを引用する。

結語

よつて、被控訴人の本訴請求は、亡Aに対し八万四三四一円(同人の死亡と相続 の関係は承継人BおよびCらの明らかに争わないところであるから、これを自白し たものと看做すべく、相続分に応じて按分すればBに対し二万八一一三円、Cに対し五万六二二六円)ならびに被控訴人主張の昭和三七年一〇月二五日付け準備書面の送達を認めらる同月二七日の翌日より完済に至るまで、民法所定の年五分の割合 による遅延損害金の支払を求める限度において正当として認容し、その余を棄却す べく、これと異なる限度において原判決を主文のとおり変更することとし、民訴允 九二条、九三条、一九六条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 林歓一 裁判官 可部恒雄 裁判官 八木下巽)